（記載上の注意）
１・２　（略）
３　法人税、住民税及び事業税の科目に記載する金額のうちに国際最低課税額に対する法人税等の金額がある場合において、当該国際最低課税額に対する法人税等に重要性があるときは、当該金額を注記すること。
第４～第６　（略）

別紙様式第10号(1)（第202条３項第５号関係）

（日本産業規格Ａ４）

業　務　報　告　書
第　年度（　年　月　日から　年　月　日まで）
厚生農業協同組合連合会名
所在地

（略）

目　次

第１～第10　（略）
第11　自己資本の基準の状況
（削る。）
（削る。）
第12　員外利用の状況
１　医療事業
２　老人福祉事業
第13　（略）
（記載上の注意）　（略）
第１～第13　（略）

（記載上の注意）
１・２　（略）
（新設）

第４～第６　（略）

別紙様式第10号(1)（第202条３項第５号関係）

（日本産業規格Ａ４）

業　務　報　告　書
第　年度（　年　月　日から　年　月　日まで）
厚生農業協同組合連合会名
所在地

（略）

目　次

第１～第10　（略）
第11　自己資本の基準の状況
１　医療事業
２　老人福祉事業
第12　員外利用の状況
（新設）
（新設）
第13　（略）
（記載上の注意）　（略）
第１～第13　（略）

附　則

（施行期日）
第一条　この省令は、令和七年三月三十一日から施行する。
（経過措置）
第二条　令和六年四月一日前に開始した事業年度に係る財務諸表については、なお従前の例による。

○農林水産省・経済産業省・国土交通省令第二号

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和六年法律第三十三号）及び流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和七年政令第三十一号）の施行に伴い、並びに物資の流通の効率化に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第六条第十四項及び第九条第一項の規定に基づき、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月二十八日

農林水産大臣　江藤　拓
経済産業大臣　武藤容治
国土交通大臣　中野洋昌